板橋区住居表示実施基準

（昭和４２年１０月５日区長決定）
（令和７年１月８日区長決定）

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき、板橋区（以下「区」という。）が住居表示を実施するに当たり、住居表示に関する条例施行規則（昭和38年板橋区規則第13号）に定めるもののほか、区における住居表示の実施に関する基準を次のとおり定める。

第１　住居表示の実施基準

１　町の区域の合理化

街区方式によって、住居を表示しようとする場合において、その区域内の町の区域について、（１）及び（２）に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ（３）によりこれに適合するように、その町区域の合理化に努めること。

（１）　町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線であることが適当であること。

（２）　町の形状及び規模

ア　町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

イ　町の規模は、区の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

（３）　新たに町の区域を合理化する場合には、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等を勘案しつつ、次の基準によることが適当であること。

ア　町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定めること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

イ　町の形状

町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって一団を形成するように区画すること。

ウ　町の規模

町の規模は、区の性格、当該隣接地域の町の状況、用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように適当な規模に定めることとすること。

２　町の名称の定め方

１による町の区域の合理化のため新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

（１）　従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。

（２）　常用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとすること。

（３）　特別区の存する区域内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないようにすること。

（４）　従来の町の規模が大きい町の場合に、町の名称として丁目を付けるとき、あるいは小さい町の場合に、町の名称を付けるときには、その内容を十分検討のうえ行なうものとすること。

なお、丁目の数はおおむね四、五丁目程度にとどめることが適当であること。

（５）　丁目の配列は一列の放射式とし、場合により環状式とすること。

区にあっては、都心を皇居と定め、放射式の町は都心に近い点を起点として放射状に進み、環状式の町は、地方的中心に近い点を起点として、都心に対して環状に進むよう配列すること。

３　街区割り

（１）　街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設によって画すること。

（２）　（１）に基づいて画された街区の規模が、住居表示の単位として適当でないときは、次の一定の基準によって、街区を画することができること。

ア　公衆用道路として利用されている私道で容易に変更されないもの。

イ　街区の規模が著しく広大で住居表示の単位として適当でない街区にあっては、当該街区内の

恒久的な施設又は著名な地物。

ウ　街区の規模が狭小にすぎ住居表示の単位として適当でない街区で、隣接の街区と合わせた方が適当であると認められるものについては、その両者の街区。

（３）　街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとするが、参考までに標準を示せば、住居を主とする地域においては、面積3,300㎡（1,000坪）、戸数20戸程度であること。

４　街区符号の付け方

（１）　街区符号は、数字を用いて、町ごとに順序よく付けること。

（２）　街区符号の起点は、原則として、区にあっては、都心に近く、都心からみて右側の街区とすること。

（３）　街区符号の配列は、右回り連続蛇行式とすること。

５　住居番号の付け方

（１）　住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に付けるものとすること。

ア　基礎番号の付け方

（ア）　街区の境界線をあらかじめおおむね15mの間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、基礎番号を付けること。

（イ）　基礎番号は、４(２)の街区符号の起点に準拠し、その街区の右側の角を起点として、右回りに順次番号を付け街区の一辺のフロンテージに２分の１未満の端数が生じたときは、その部分は直前のフロンテージに加えて定めること。

（ウ）　街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定めること。

イ　住居番号の付け方

（ア）　住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。

ａ　建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号。

ｂ　建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号。

（イ）　(ア)に基づいて住居番号が付けがたい特殊な場合の住居番号の付け方は、次の一定の基準によって付けること。

ａ　建物等の出入口または通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。

ｂ　建物等に主要な出入口または通路が二つ以上あるときは区長の認定により、主要な出入口または通路を一つ選定して、その出入口が接し、または通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。

ｃ　１街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても(ア)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とすること。

ウ　住居番号の付け方の特例について

住居番号を付ける場合は、フロンテージ方式によることとされているが、恒久的な建築物（施設）の所在する地区においては、次のような方法によることができる。

（ア）　１街区中に１施設のみである場合、フロンテージに関係なく住居番号を付けることができること。

（イ）　街区中の建物の大部分が、恒久的な高層ビルのみで占められる街区にあっては、各建物の住居番号は棟番号に類するものとなるように付けることができる。

（２）　住居番号を付けるべき建物等は、次に掲げるものとすること。ただし、次に掲げる建物等であっても、主たる建物でない場合はこの限りでないこと。

専用住宅用建物、併用住宅用建物、農家住宅用建物、アパート、ホテル、簡易旅館用建物、旅館料亭用建物、待合用建物、店舗百貨店用建物、劇場映画館用建物、キャバレー・ダンスホール用建物、浴場用建物、病院用建物、事務所銀行用建物、工場用建物、倉庫用建物、市場用建物、学校（各種学校を含む）用建物、集会場、官公署用建物、宗教用建物、公共の用に供する建物、公園等の施設、路外駐車場

前に掲げる建物等のほか、住居表示を必要とする建物等については、区長の認定によること。

６　住居表示の仕方

（1）　住居表示の仕方は、次の例のとおりとすること。

	町　　名	街区符号	住居番号
東京都板橋区	○○(町)○丁目	○　番	○　号

（2）　略記の仕方は、次の例のとおりとすること。

	町　　名	街区符号	住居番号
東京都板橋区	○○(町)　○	－　○	－　○

7　団地における住居表示の特例

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、または建設しようとする地域（以下「団地」という。）における町名、街区割り、住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、次のとおりとすること。

（1）　町名

住居表示のうえから、便宜であると認められるときは、町の名称の一種として、○○団地という呼称を用いることも差し支えないこと。

（2）　街区割り

ア　街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、幅員おおむね４ｍ以上の道路（一般交通の用に供する道路。）によって画された区域をもって１街区とすること。

イ　アの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいりくんで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画するものとすること。

ウ　団地の状況から適当と認められるときは各棟の存する区域をそれぞれ１街区とすることも差し支えないこと。

（3）　住居番号の付け方

ア　（2）ウによる街区割りをする場合を除き、棟番号と各号の番号とを合わせて住居番号とすること。

イ　棟番号は、都心または地方的中心に最も近い建物を起点として、街区ごとに４「街区符号の付け方」（3）に準拠して順序よく付けられているものについてはそのまま用いることができること。

ウ　各戸の番号は、中高層建物の場合にあっては、８「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の例によるものとし、連続住宅の場合にあっては、都心に最も近い住戸を起点として一定の方向に順序よく付けるものとすること。ただし、すでに住戸の番号が一定の基準によって順序よく付けられているものについては、そのまま用いることができること。

エ　団地内の管理事務所及び集会場等の公共施設並びに分譲住宅及び一戸建住宅等中高層建物以外の建物等については、４「街区符号の付け方」により街区符号を付け、その住居番号については、当該街区の建物等に付けられる住居番号と重複しないよう留意して、５「住居番号の付け方」に定める一般の例により整然と付けるものとすること。この場合、上記の建物に棟番号が付けられているときは、ウに定める連続住宅の場合の例により各戸の番号を付けるものとすること。

オ　（2）のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号の付け方は、５「住居番号の付け方」に定める一般の例によるものとするが、当該街区の建物等に付けられる住居番号と重複しないよう留意すること。

（4）　住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例のとおりとする。

	町　　名	街区符号	住居番号
東京都板橋区	○○(町)○丁目	○　番	○－○○号
			↑　↑
			(棟番号)(各戸の番号)

（注）　状況によっては、街区符号を省略しても差し支えない。この場合の住居表示の仕方は、次の例のとおりとすること。

	町　名	住居番号
東京都板橋区	○○団地	○　－　○
		↑　↑
		(棟番号)(各戸の番号)

８　中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例

団地設計によらない中高層建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居の用途に供するもの及び店舗、事務所、倉庫その他建物としての用途に供することができるもので住居番号が付ける必要があると思われるものの住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、次のとおりとすること。

（１）　住居番号の付け方

ア　建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせ住居番号とすること。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よく付けるものとすること。

イ　１街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号が付けられている場合には、７「団地における住居表示の特例」の住居番号の付け方に準じ、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができること。

（２）　住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例のとおりとすること。

ア　（１）のアの場合

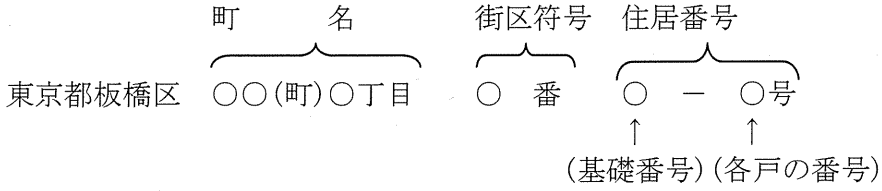

イ　（１）のイの場合

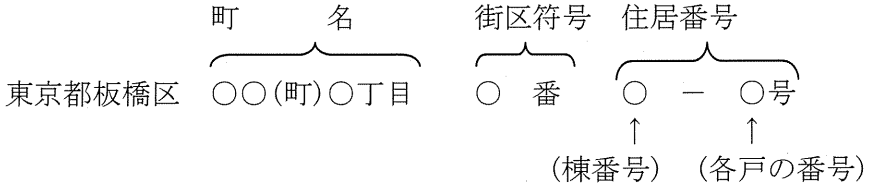

９　建物名称

（１）　集合住宅等（共同住宅、長屋、寮、寄宿舎その他これらに類するものをいう。）であって、住民基本台帳制度上の生活の本拠としての住所認定が可能な建物であり、住所として住民票に記載できるもの又は将来住所として住民票に記載できることが想定されるものにつき、建物名称に変更があった場合は別紙１により届出を受けること。

（２）　前項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、区長が相当と認める方法によっても行わせることができる。

１０　建替の特例

建物等の建替や主要な出入口変更に伴う住居番号の付け方については、次の（１）の要件に該当する場合において（２）及び（３）の基準をすべて満たしたとき、５（１）イ（ア）の住居番号の付け方によらず、従前の住居番号とすることができる。

（１）　同一の居住者（従前の建物の住居番号を住所として住民票の記載がされている者に限る。）が引き続き居住すること。

（２）　新たな建物等や変更後の主要な出入口の位置について、同一街区内の建物と住居番号が逆転する可能性がないこと。

（３）　新たな建物等の敷地が従前の住居番号の基礎番号に接していること。

１１　住居表示台帳

（１）　区は、住居表示を行なう区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口または通路を表示した住居表示台帳を作成し、保管すること。

（２）　住居表示台帳は、縮尺 3,000 分の１の都市計画図を基礎として適宜な縮尺をもって別紙２に準じて街区ごとに作成すること。この場合には、適宜な縮尺をもって各街区の位置図を別紙３に準じて町単位に作製すること。

（３）　住居表示台帳は、あらかじめ作製された台帳を元に電算処理したものを使用することができる。この場合には、電子計算機等により区長が相当と認めるシステムを使用するものとすること。

１２　住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表

区は、住居表示旧新対照表を別紙４に準じ、住居表示新旧対照表を別紙５に準じて、住居表示を行なう区域ごとに作成すること。

１３　住居表示新旧対照案内図

区は、住居表示新旧対照案内図を別紙６に準じて、住居表示を行なう区域ごとに作成すること。

第２　表示板の基準

区が、住居表示を行なう区域の区名、町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合には、表示板の設置場所、寸法、文字、数字の書体及び表記法並びにその表示板の材質及び色彩等については区が選ぶこと。

１　街区表示板

区が、街区表示板を設置する場合には、次によるものとすること。

（１）　設置場所

街区表示板は、歩行者及び諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所または標柱に貼付け、原則として表示板の下端が地上おおむね 1.6mになるようにするものとすること。この場合において街区表示板の周辺１m以内に他の表示板等がないように留意して設置すること。

（２）　寸法及び表記

寸法は、別紙７のとおり、縦 660 ㎜、横 120 ㎜とし、縦の表記とすること。この場合、板橋区の「区」、町の名称の「丁目」は表記することができるが、街区符号の「番」は表記しないこと。

（３）　文字及び数字の書体

ア　区名及び、町の名称に使用する文字の書体は、「中角ゴシック体」を用いること。ただし、彫刻による等の工作の関係からやむをえない場合には「中丸ゴシック体」を用いることができること。

イ　街区符号及び住居番号の表示に使用する数字は、アラビア数字としその書体は、ユニバース・メジウムを用いること。

（４）　色彩

表示板は２色をもって構成し、次のとおり１色は地色とし他の１色は文字、数字その他地色以外の部分（以下「地色以外の部分」という。）の色とすること。

地色と地色以外の部分の色の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならないこと。

ア　地色以外の部分の色は、日本産業規格ＪＩＳＺ8721「色の三属性による表示方法」による明度８以上の無彩色か明度８以上で彩度２以下の淡色とすること。

イ　地色は、別紙８に掲げる 10 種類の範囲内において採用するものとすること。

（５）　材質

街区表示板は、容易に腐朽または褪色しない材質のものにより作製しなければならないこと。

（６）　その他

ア　国際観光等の点で便宜をはかる意味から区名及び町の名称をローマ字によって表示しようとする場合は、街区表示板の下部に別紙７のとおり表示すること。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メジウムを用いること。

イ　街区表示板に広告を付属させることは好ましくない。財政上その他やむをえない事情により広告を付ける場合には次のとおり広告の規制を行なうものとすること。

（ア）　広告は、縦 120 ㎜、横 120 ㎜の補助板により街区表示板の下に中心を揃えて設けること。

（イ）　色彩については、補助板の地色は表示板の地色以外の部分の色の例により、地色以外の部分の色は、表示板の地色の例によること。

２　住居番号表示板

建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとすること。

（１）　表示場所

住居番号表示板は、門または玄関のおおむね 1.6mの高さの歩行者が見やすい場所に付けるものとすること。この場合、大きな建物にあっては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さの歩行者から見やすい場所に付けるものとすること。

（２）　寸法及び表記

ア　住居番号表示板は、縦 60 ㎜、横 120 ㎜の寸法で横の表記としたものを用いることを原則とすること。表記法について標準的なものを示すならば別紙９のとおりであること。なお、大きな建物にあっては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることが適当であること。

イ　建物等の所有者等が、アに掲げる表示の方法によらないで表示しようとする場合（たとえば、建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取付けあるいは建物の木地に直接塗書する等による場合）にあっても、その数字の大きさ及び書体は、上記によるように努めること。

（3）　その他

ア　数字の書体、色彩及び材質等については、街区表示板の例によること。

イ　中高層建物の棟番号は、他の棟番号の設置場所に関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然と付けるものとすること。

付 則

この一部改正の基準は、区長決定の日から施行する。一部改正の基準の施行の際、現に申請を受理しているものに係る住居番号の付け方については、なお従前の例による。

別紙１

第　　号

年　　月　　日

名称変更申出書

氏名・名称 または 施設の名称	フリガナ 新 旧
階数・戸数	階　　戸
住居・居所 の表示 施設の場所	板橋区　　番　　号
所有者 住　所 氏　名 電　話	

上記のとおり、建物、その他工作物の名称を変更します。

年　　月　　日	
届出人	住所
（会社名・担当者名）	氏名
	電話

（宛先）板橋区長

別紙2

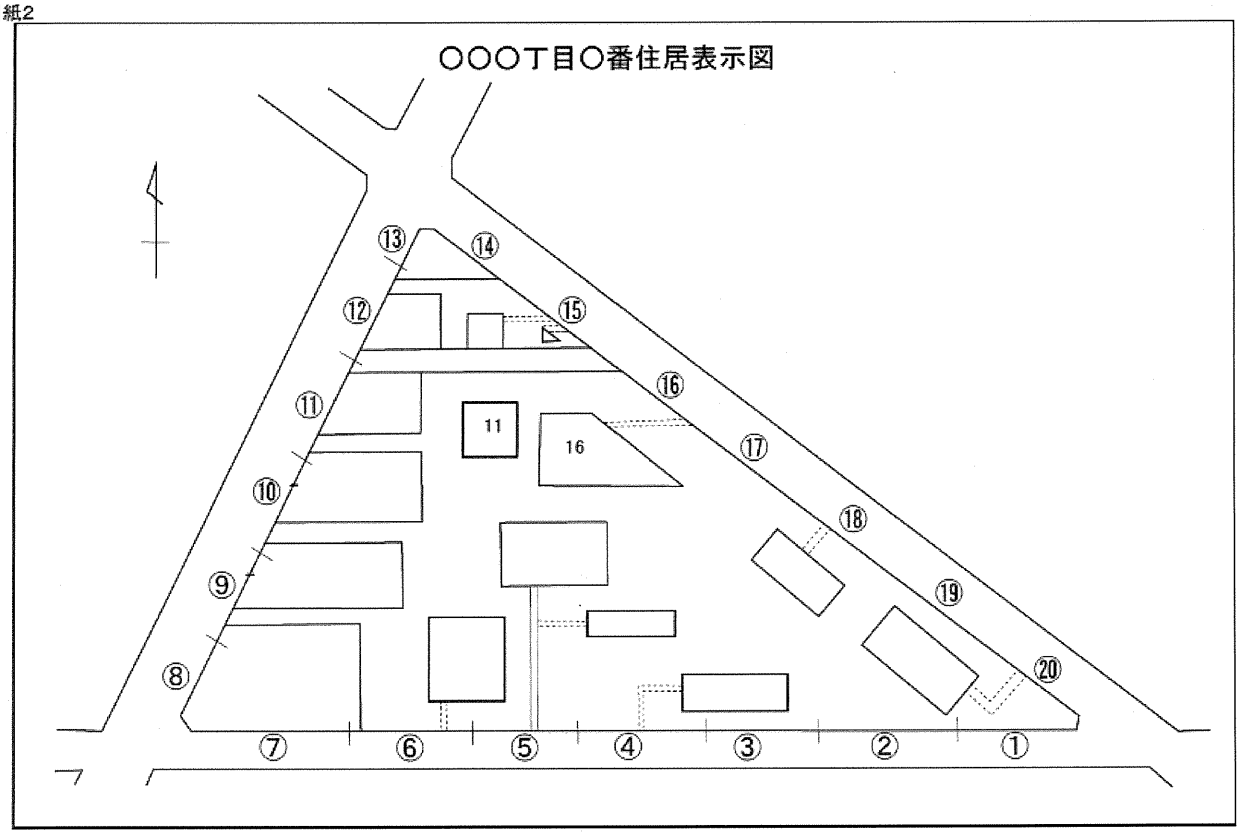

（注） 街区の境界線は、細い実線をもって表記すること。

別紙3

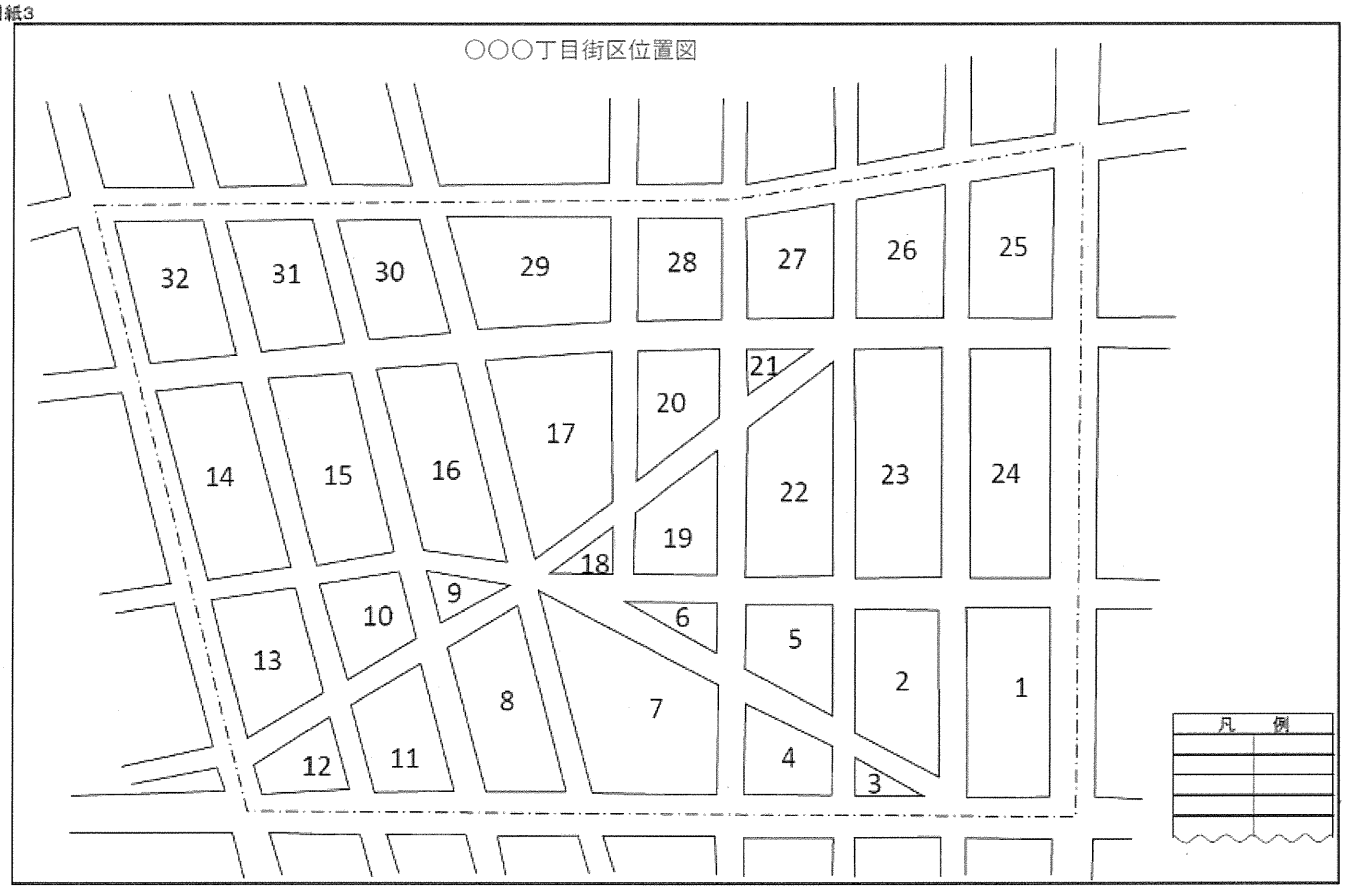

（注）町の境界線は登記所の公図の筆境と一致するように定めること。

別紙4

住居表示旧新対照表

旧町名					
旧番地	世帯主氏名	新住居表示			摘要
		町　名	街区符号	住居番号	

別紙5

住居表示新旧対照表

新町名					
新住居表示		世帯主氏名	旧住居表示		摘要
街区符号	住居番号		町　名	街区符号	

別紙6

住居表示新旧対照案内図

年　月　日施行

板橋区〇〇一丁目、二丁目・・・・・・

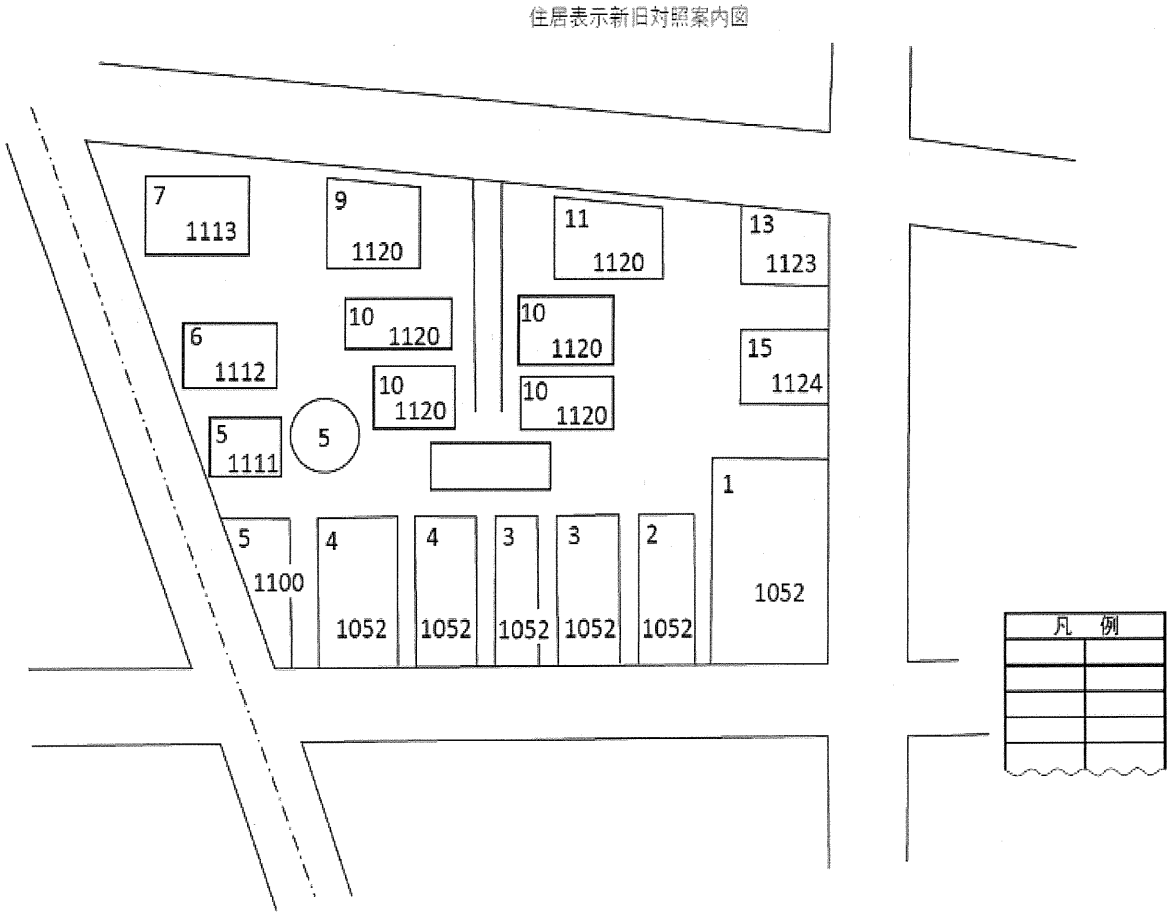

（注）1．住居表示新旧対照案内図の仕上寸法については、全実施区域の面積に応じて適宜に定め、縮尺の表示は要しないこと。

2．住居表示新旧対照案内図に用いられる基本となる線は黒色とし、道路は黄色、河川は空色を用い、新町界線、街区の境界線、新町名、街区符号及び住居番号は赤色をもって表記し、旧町界線、旧町名及び番地は黒色をもって表記すること。

別紙7

街区表示板

単位：ｍｍ

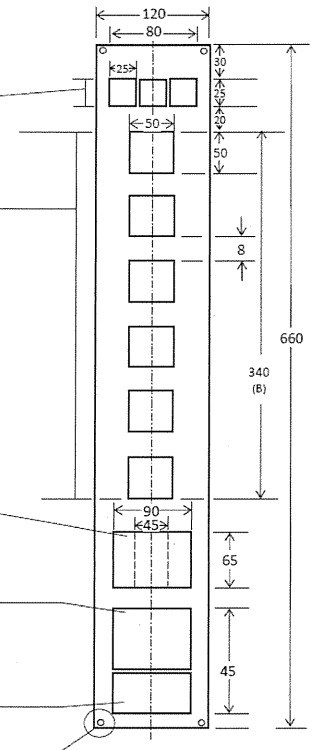

区名表記位置指定

「板橋区」の文字の表記は、三つの欄にそれぞれ表記。

町名表記位置指定

町名の丁目の数字は和数字とし、「丁目」の文字を表記する場合は
次の例によること。

(1) 「丁目」を含む字数が５字以下の場合は、(B)の寸法はそのままとし、字間を等間隔にすること。

(2) 「丁目」を含む字数が６字の場合は、六つの欄にそれぞれ表記。

(3) 「丁目」を含む字数が７字及び８字の場合は、(B)の寸法はそのままとし、文字は平体を用い字間は等間隔にすることができること。

街区符号表記位置指定

アラビア数字とし、その位置は中心振分けとすること。

ローマ字町名表記位置指定

「丁目」を含まない場合は１行及び２行、「丁目」を含む場合は３行以内で表記。

ローマ字区名表記位置指定

原則２行で記載すること。

角のＲ

材料、工作法その他の理由で、Ｒの必要なときは最小限のＲにすること。

ローマ字の語頭には大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は、昭和２９年１２月９日内閣告示第１号「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める告示」によること。

別紙8

色彩指定

慣用色名表示（JISZ 8102）	色の三属性による表示（JISZ 8721）	
灰色	N	4
うす赤	5R	6／4
暗い茶	10R	4／5
黄茶	10YR	5．5／4．5
暗い黄緑	5GY	5／5．5
にぶ緑	10G	5／5．5
青緑	2．5BG	4／8
青味黒（鉄色）	7．5BG	2／2
暗い青	2．5PB	2．5／7
うす青紫	7．5PB	6／8

別紙9

住居番号表示板

単位：ｍｍ

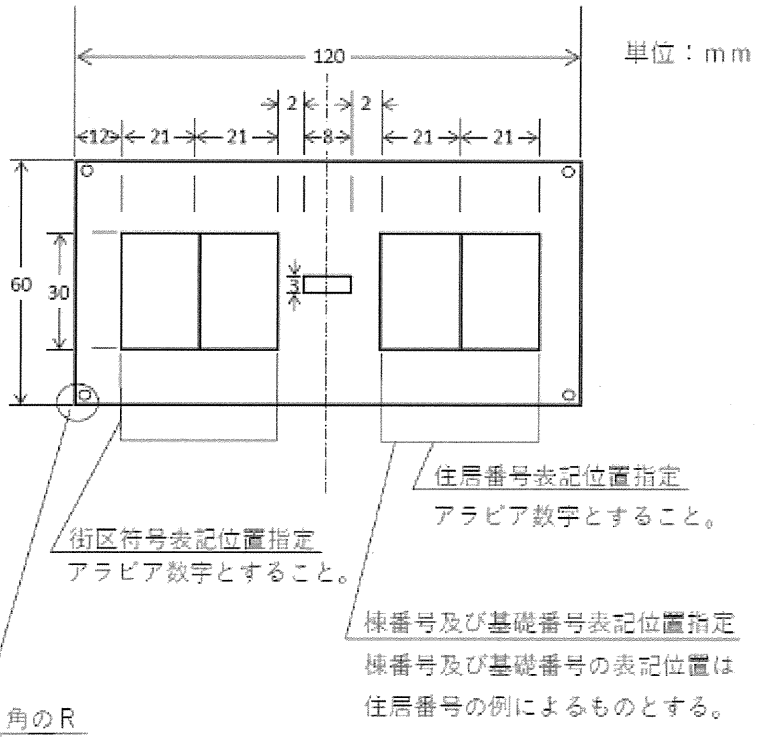

街区符号表記位置指定
アラビア数字とすること。

住居番号表記位置指定
アラビア数字とすること。

棟番号及び基礎番号表記位置指定
棟番号及び基礎番号の表記位置は住居番号の例によるものとする。

角のＲ
材料、工作法その他の理由でＲが必要なときは、最小限のＲとすること。

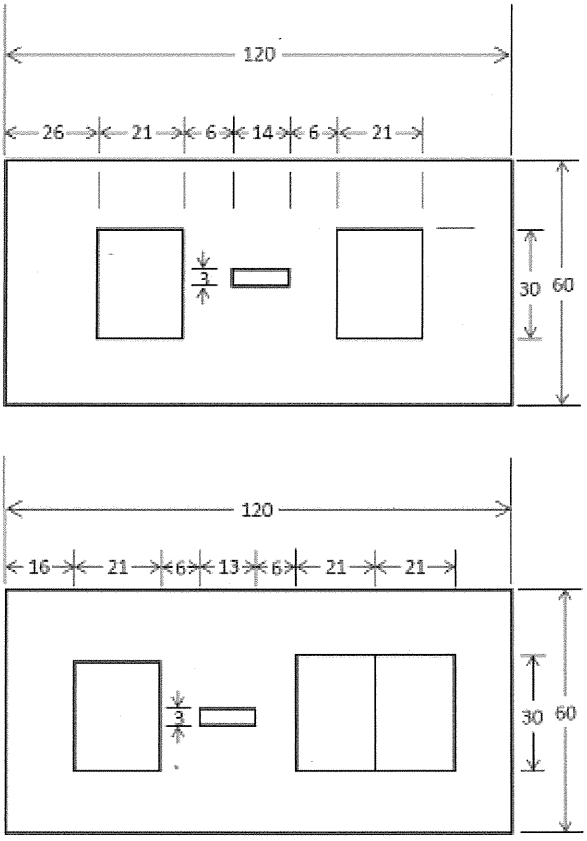

（注）街区番号が２ケタで、住居番号が１ケタの場合は、上記の例に準ずること。